

# 令和6年度事業計画書

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

せいしんうつみじゆく

公益財団法人 清心内海塾

## 1. 情勢認識

我が国の国内情勢を見渡すと、2023年5月に新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが「5類」に移行したことに伴い、日本経済が回り始め、活発化してきており、雇用・所得環境も改善しているとの評価があるものの、生産年齢人口が減少する中、幅広い業種において人手不足感が高まっているとの報道も見られるところである。また、我が国の昨年1年間のGDPは、ドイツに抜かれ世界4位に転落したとの内閣府の発表があった。ドルに換算する際、為替の影響を受けているとの指摘もあるが、2022年の我が国の時間当たりの労働生産性(※1)は52.3ドルで、OECD加盟国(※2)38カ国の中で30位と、1970年以降最も低い順位となっている。さらに、行政による「異次元の少子化対策」が打ち出されているものの、その効果は一朝一夕に現れるものではなく、いまだ将来の社会保障制度の根幹を揺るがしかねない状況にあると言わざるを得ない。我が国の経済状況の浮揚に向けた効果的な方策が早急に打ち出されることが期待される。

一方、世界情勢に目を向けると、約2年以上継続しているロシア軍によるウクライナ侵攻に加え、2023年10月に始まったハマスによるイスラエルへの越境攻撃とその後のイスラエル軍によるガザへの侵攻は、中東情勢を含めて世界を揺るがしており、今秋のアメリカ合衆国の大統領選の結果次第では、更なる流動化を招く恐れもあるとの報道もあり、我が国の政治・経済に与える影響は多大であると言えよう。

このような状況下において、まずは我が国の将来を担う青少年・子どもたちに対して、できる限りの支援を行い、子どもを産み、育てやすい生活環境を整備・推進すべきである。子どもたちの健全育成は、我が国の少子化問題の歯止めにつながるものであることは言うまでもない。元気な日本の原動力になろう。

また、国内には支援を必要とする人や生き辛さを抱えている人、すなわち社会的配慮や支援を必要とする人々が一定数存在することも事実であり、これらの人々が就職・就労の機会を得ることは、勤労の義務を担保するとともに生活基盤になるものである。具体的には、障がい者、高齢者、生活困窮者、刑期終了者、犯罪被害者又は外国人等であって、何らかの理由により働く機会に恵まれない、または働くことができないという人々に対して、その生活環境を整備するとともに、就労の機会を確保することが必要であると考えている。そして就労の機会を確保するためには、まず働く側の準備と事業者側の理解・職場環境の整備という双方の改善が必要である。改善に向けたより具体的な支援の仕組みが強く求められているところ、この仕組みからこぼれ落ちた人々を救う支援もまた重要である。個々人のニーズに応じた個々の支援の積み重ねが大切であることを忘れてはいけない。労働力人口の減少問題の解決の一助となり得るものとする。

※1 労働者1人が1時間当たり、どれだけのモノやサービスを生み出しているか、その成果を数値化したもの

※2 経済協力開発機構は、ヨーロッパ諸国を中心に日米を含め38カ国の先進国が加盟する国際機関

## 2. 基本方針

就職、就業継続等で配慮の必要な人々に対しては、その機会を提供し、良好な就業環境・生活環境を整える一助となり、元気な我が国の原動力となることを目指す。支援を必要とする者の活躍の場を増やすことで、各人の生涯にわたる多様な生き方、働き方を支援していく。

広く社会と協働するという観点から事業者や個人の皆さんの理解を深め、寄附や助成に対する考えを醸成し、社会的な課題の解決の一助とするための寄附や助成の活動を推進する。

## 3. 本年度の事業実施方針

本年度の事業実施方針としては、上述の社会情勢、基本方針に則り、支援事業の基本となる4本柱すなわち、就労支援事業、啓発事業、助成事業、寄付事業等の各事業を中心として社会的配慮の必要な方々及び、日本の将来を担う若者たちへの支援を継続して行うこととする。

その中でも特に本年度着手すべき課題として、4月1日から施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）」に基づき、女性をめぐる様々な課題、すなわち生活困窮、シングルマザー、DV被害等の問題に対し、政府の方針に沿って当財団の事業でいかなる支援が出来るかを考察し、支援の拡大を図っていくこと。

次に、何らかの理由により我が国に滞在しているものの、日本国内の制度、法令、仕組みから就労に困難をきたしている外国人等対して、相手の希望に応じ出来る限りの就労支援、生活相談支援を行っていくこと。

また、社会の格差などで困窮する子供たちに対して、食事を供与するなど直接的な援助等を行う団体や、ひとり親が子供を養育する場所などを提供・援助する団体など様々な活動を行っている団体等に対し、直接的な支援・間接的な支援にかかわらず、当財団からの助成などを通じて支援していくこと。

更に、日本の将来を担う青少年に対する学資支援、ヤングケアラー等に対する適切な支援、また、少子高齢化に伴い今後の貴重な労働の担い手となりうる高齢者に対する支援などについて、当財団の支援事業の中において、どのような支援が出来るのか熟考し、一人でも多くの方々にお役に立てるような支援策を考え実施できるようにする。

## 4. 事業計画

### 4.1 公益目的事業

#### 要支援者に対する支援事業

この計画書において、要支援者とは、青少年並びに社会生活及び職業生活について配慮を必要とする障がい者、高齢者、生活困窮者、刑期終了者、犯罪被害者、外国人その支援を必要とする者を言う。

#### (1) 就労支援・職業紹介・業務委託あっせん等の事業

要支援者の就職等を支援するためには、豊富な知識と経験をもとに活動している就職等支援機関※3 と人的ネットワークを構築することが重要であり、要支援者のニーズを的確に捉え、迅速・柔軟に効果的支援を推進する。

- ・就職等支援機関※3 との連携体制作りと求職者登録
- ・事業者等との連携体制作りと求人登録
- ・求職者への職業紹介、就職支援・定着支援
- ・事業者等への雇用助成金申請支援

※3 ハローワーク（公共職業安定所）、高齢・障害・求職者雇用支援機構、教育機関、就労移行支援事業所、地方自治体の就労支援機関、更生保護施設、矯正施設、保護司会、コレワーク（矯正就労支援情報センター）など

#### 【具体的な活動内容】

- ・就職等支援機関※3 との連携を密にし、求職者登録を拡大する。
- ・従来から重点的に取り組んできた障がい者、刑期終了者等に加えて、ひとり親家庭、子供食堂利用家庭の家族等の就労支援に取り組む。
- ・外国とつながりのある若者を対象とした就職相談会を実施する。
- ・上記のほか必要に応じて、就労準備のための職業教育訓練機関の受講、生活資金確保等についての情報提供、相談員による関係機関への案内、同行などの職業紹介に関連した生活相談支援を行う。
- ・事業者等との連携を強化し求人登録を拡大する。
- ・受入先企業への定着支援及び指導（教育・セミナー等）を行う。
- ・事業者等への雇用助成金申請を支援する。

#### (2) 啓発事業

- ・要支援者を雇用する側としての事業者が、上記(1)項の実現に向け、整備すべき職場環境や留意すべき、人事労務管理等の理解を深めるためのセミナーや交流会を希望に応じて開催し、総じて就業環境の整備を推進する。また、啓発に関して、まずはニーズのある

地域・団体を絞って活動し、当財団が直接出向いて、ご希望のテーマに応じて行う『出前セミナー』も推進する。

- ・ 障がい者に対する支援の一つとして、パラスポーツの推進をテーマとし、継続的に取り上げる。身近な共生社会の実現という意味において、共に参加するパラスポーツは有効であり、パラスポーツを共に楽しめる環境作りの必要性を呼びかけ、団体・個人レベルでの参加を促す。
- ・ 刑期終了者及び犯罪又は家庭内暴力で行き場を失い児童養護施設等の施設に入所している青少年に対して、将来の社会生活・職業生活を円滑に行うための啓発活動を行う。

### 【具体的な活動内容】

セミナー、交流会等を行うと共に、出前セミナーによる啓発活動も行う。

- ・ 実施形態については、会場で講師が直接受講者に説明する方式とともに、必要に応じて、リモートによる方式も利用して実施する。
- ・ 出前セミナーでは、会員企業及び要支援者に受け入れられるセミナーを目指し、ご希望のテーマに応じて随時『出前セミナー』を実施する。
- ・ 本年度の啓発事業交流会は、ニーズのある地域を絞って活動するため、まずは地元（大田区）を中心とした活動から入り、地元中心の関係団体と協力し啓発活動を行っていく。
- ・ 外国とつながりのある若者を対象とした就職相談会の中で、その時の相談者にとって必要と思われるセミナー等を行う。

（就職相談会）

日程： 令和6年上半期に1回

日程： 令和6年下半期に1回

\*セミナー・交流会等については、各種のニーズを検討したうえで、開催時期等を決定するが、各種の事情によっては変更することもあり得る。

### (3) 助成事業

助成先とのパートナーシップを通じて、より大きな効果を得られるように助成する。

- ・ 青少年については、学費の確保に困窮している青少年に対して、より充実した勉学を継続するための助力となるよう助成していく。
- ・ 刑期終了者等については、社会復帰に向けての各種訓練や研修等に対して助成していく。
- ・ 障がい者については、基本となる精神面・肉体面での健康維持を目的としてパラスポーツの普及やイベント等に対して助成していく。
- ・ 高齢者については、参加型イベントやスポーツを通して「生き甲斐探し」を目的としてより地域に密着した活動に対して助成していく。

- ・犯罪被害者等については、犯罪被害者支援団体等の活動目的に注目して、各種の活動に対して助成していく。

#### 【具体的な活動内容】

年間総額 800 万円（昨年 500 万円）

- ・刑期終了者等、生活困窮者、(DV 被害者入所施設等、) への助成----- 250 万円
- ・パラスポーツ普及・障がい者に対する啓発事業への助成-----250 万円
- ・高齢者関係への助成（イベント・スポーツ等）-----100 万円
- ・犯罪被害者支援団体等への助成-----100 万円
- ・青少年に対する学資支援----- 100 万円

#### (4) 寄附事業

- ・要支援者並びにこれらの者への支援を行う団体及び個人に対して寄附する。
- ・公益に資する活動又は災害等で支援を必要とする人々や団体等に対して寄附する。

#### 【具体的な活動内容】

年間総額 200 万円（昨年 100 万円）

### 4.2 収益事業

#### (1) 広告事業

ホームページ、ダイレクトメール、セミナー、交流会等の場を通じて有料バナー広告を募り、その収益は公益活動をより充実させることを目的として活用する。

#### 【具体的な活動内容】

有料広告を獲得するために、

- ・ホームページを充実させ、情報発信力を強化する。
- ・ダイレクトメール、セミナー、交流会・学習会の場を通じて有料バナー広告を募る。

### 4.3 法人管理

#### (1) 賛助会員・寄附金の募集

- ・本法人の趣旨、活動内容、意義、成果を広報し、賛同していただける会員及び寄附金を募る。セミナー、交流会等の場を活用した広報やホームページ、ダイレクトメール事業所訪問等を通じて、本法人の事業活動を理解していただく。
- ・寄附型自動販売機（飲料水）設置等により寄附金を募集する。

**【具体的な活動内容】**

- ・ 事業所訪問等を通じて、新規賛助会員及び新たな寄附の掘り起こしを行う。
- ・ 既存賛助会員とのコミュニケーションを強化して年会費及び口数の拡大を目指す。
- ・ 寄附型自動販売機（飲料水）の設置台数の拡大を目指す。

**(2) 助成先及び寄附先との連携強化**

助成先及び寄附先からの情報収集を強化する。

**【具体的な活動内容】**

- ・ 助成先及び寄附先とメール等による情報交換を密にし、情報収集を図る。

以上